第５号様式（第１３条関係）

下請業者選定通知書

　　年　　月　　日

善通寺市長　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、善通寺市工事請負契約約款第７条及び善通寺市建設工事指導要綱第１３条第１項の規定により通知します。

１　工事名等

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 |  |
| 工　　 期 | 自　 　　年　　月　　日　 至　 　　年　　月　　日 |
| 請負代金額 |  |

２　下請契約の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 下請負人の商号又は名称 | 住　　所 | 下請代金額（円） | 下請契約に係る工事内容（種別） | 工　期 | 主任技術者 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注１）

１　下請負契約においては、市内に主たる営業所を有する者の内から優先的に選定して契約するように努めること。

２　下請負契約書、注文書、請書等の写しを添付すること。

（注２）

１　建設業法第２条第４項に規定する下請契約について記載すること。

２ 下請契約を締結する場合は、下記事項に留意すること。

⑴　下請代金の額が５００万円以上（建築の場合は１，５００万円以上の工事又は延べ面積が１５０平方メートル以上の木造住宅工事）の工事にあっては、建設業法第２６条の２の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。

⑵　善通寺市指名停止等措置要領に基づく指名停止中の者は、本市発注工事の下請負人にはなれないこと。

⑶　建設業法第２２条の規定により、一括下請負は禁止されていること。

⑷　元請工事における下請代金額の合計が５，０００万円以上（建築一式工事の場合は８，０００万円以上）の場合は、特定建設業の許可を取得していること。

⑸　下請工事であっても、請負代金額が４，５００万円以上（建築一式工事の場合は９，０００万円以上）の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。

３　元請工事１件の請負金額に関係なく、下請負施工する場合は、本通知書を必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合に当該契約書の写しも提出すること。

４　工事内容欄については、工事概要又は種別名を記載すること。

５　下請契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。

６　記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページ以上となってもよい。